

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十九号

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に

係る申請及び手数料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請並びに広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。）第四条の規定による免除並びに手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の規定により適合審査を行う者及び同項に規定する構造計算適合性判定対象建築物の用途に關し必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第二条 省令第四十一条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、申請に係る法第五十三条第一項の低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて第四条に定める者の審査（以下「適合審査」という。）を受けた場合における当該者が交付する適合証とする。

(手数料の免除)

第三条 知事は、手数料条例第四条の規定により、省令第四十四条第一号に規定する予定時期の変更で、その期間が六月を超えるものの法第五十四条第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請を法第五十五条第一項の規定により行う場合であつて、他に変更のないものにおける手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料を免除する。

(適合審査を行う者)

第四条 手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の規則で定める者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関とする。

(構造計算適合性判定対象建築物の用途)

第五条 手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。

以下この項において「法」という。）の項の低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二一に規定する規則で定める用途は、市場、畜舎、堆肥舎及び自転車駐車場とする。

2 手数料条別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二八に規定する規則で定める用途は、銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、旅館、放送局、診療所、演芸場、展示場、神社、寺院、教会、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッテリー練習場、火葬場、と畜場及び汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

3 手数料条別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の低炭素建築物新築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二五に規定する規則で定める用途は、同欄二一の工場等及び同欄二八のホテル等のいずれにも該当しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。